

議案第 87 号

新座都市計画事業新座駅南口第 2 土地区画整理事業施行に関する条例
等の一部を改正する条例

(新座都市計画事業新座駅南口第 2 土地区画整理事業施行に関する条例の一部
改正)

第 1 条 新座都市計画事業新座駅南口第 2 土地区画整理事業施行に関する条例
(平成 11 年新座市条例第 25 号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下この条において、改正前の欄にあっては「改
正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、改
正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第 26 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前 2 項の規定により清算金を分割徴収し、 又は分割交付する場合において、当該清算金 に付すべき利子の利率は、次の各号に掲げる 清算金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定 める利率とし、第 1 回の分割徴収し、又は分 割交付すべき期日の翌日から付するものとす る。</p> <p>(1) 分割徴収する清算金 法第 103 条第 4 項の規定による換地処分公告の日の翌日 における<u>財政融資資金(財政融資資金法 (昭和 26 年法律第 100 号)第 2 条の財 政融資資金をいう。)</u>の貸付利率のうち、 次に掲げる条件による貸付金に適用される 利率(当該利率が年 6 パーセントを超える ときは、年 6 パーセント)</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>4～10 [略]</p>	<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第 26 条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前 2 項の規定により清算金を分割徴収し、 又は分割交付する場合において、当該清算金 に付すべき利子の利率は、次の各号に掲げる 清算金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定 める利率とし、第 1 回の分割徴収し、又は分 割交付すべき期日の翌日から付するものとす る。</p> <p>(1) 分割徴収する清算金 法第 103 条第 4 項の規定による換地処分公告の日の翌日 における<u>普通地方長期資金(財政融資資金 の管理及び運用の手續に関する規則(昭和 49 年大蔵省令第 42 号)第 15 条第 2 項 に規定する普通地方長期資金をいう。)</u>の 貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸 付金に適用される利率(当該利率が年 6 パーセントを超えるときは、年 6 パーセン ト)</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>4～10 [略]</p>

(新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正)

第 2 条 新座都市計画事業新座駅北口土地区画整理事業施行に関する条例(平成
20 年新座市条例第 28 号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分(以下この条において、改正前の欄にあっては「改
正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、改

正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、次の各号に掲げる清算金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利率とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p> <p>(1) 分割徴収する清算金 法第103条第4項の規定による換地処分公告の日の翌日における<u>財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条の財政融資資金をいう。）</u>の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率（当該利率が法定利率を超えるときは、法定利率）</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～9 [略]</p>	<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、次の各号に掲げる清算金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利率とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p> <p>(1) 分割徴収する清算金 法第103条第4項の規定による換地処分公告の日の翌日における<u>普通地方長期資金（財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則（昭和49年大蔵省令第42号）第15条第2項に規定する普通地方長期資金をいう。）</u>の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率（当該利率が法定利率を超えるときは、法定利率）</p> <p>ア～エ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>3～9 [略]</p>

(新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業施行に関する条例の一部改正)

第3条 新座都市計画事業大和田二・三丁目地区土地区画整理事業施行に関する条例（平成28年新座市条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線の表示部分（以下この条において、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、改正部分をそれに対応する改正後部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、次の各号に掲げる清算金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利率とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p> <p>(1) 分割徴収する清算金 法第103条第4項の規定による換地処分公告の日の翌日における<u>財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条の財</u></p>	<p>(清算金の分割徴収又は分割交付)</p> <p>第26条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前2項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、当該清算金に付すべき利子の利率は、次の各号に掲げる清算金の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める利率とし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から付するものとする。</p> <p>(1) 分割徴収する清算金 法第103条第4項の規定による換地処分公告の日の翌日における<u>普通地方長期資金（財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則（昭和</u></p>

政融資資金をいう。)の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率(当該利率が法定利率を超えるときは、法定利率)

ア～エ [略]

(2) [略]

4～10 [略]

49年大蔵省令第42号)第15条第2項に規定する普通地方長期資金をいう。)の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率(当該利率が法定利率を超えるときは、法定利率)

ア～エ [略]

(2) [略]

4～10 [略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年11月27日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

財政融資資金の管理及び運用の手續に関する規則の一部改正に伴い、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。